

# 審議会運営上の申し合わせについて(案)

## 1 審議会の傍聴時のルールについて

- (1) 傍聴者による録音、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は禁止します。ただし、報道機関の取材など会長が許可した場合はこの限りではありません。
- (2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は退席を命じることができることとします。

## 2 議事要旨の調整について

- (1) 事務局は議事要旨をまとめるため、ICレコーダー等で録音します。
- (2) 次回審議会開催の1週間前を目途に委員の方に議事要旨を送付し、修正、意見等をいただいたうえ、次回審議会開催の冒頭で議事要旨の内容について了承を得ます。
- (3) 議事要旨はホームページで公開します。
- (4) 議事要旨の発言者氏名(名字)は原則として記載します。